

令和2年5月 作成

TEL 04998-2-2270
〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
(小笠原村役場 環境課内)
おがさわら人とペットと野生動物が
共存する島づくり協議会 事務局

TEL 070-1054-3467
(平日 8:00~12:00, 13:30~17:15)

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
小笠原世界遺産センター内

動物対処室

お問い合わせ先

※予約受付時間外（土日祝日・早朝・夜間
など）に緊急の場合（事故・急患など）
は、以下にお問い合わせください。



* 診療対象は、イヌ、ネコ、ウサギ、ハムスター、
モルモット、鳥です。両生類、爬虫類、魚類、
昆虫類は診察できません。その他の動物は
ご相談ください。

* ペットの診療は事前予約制・有料です。

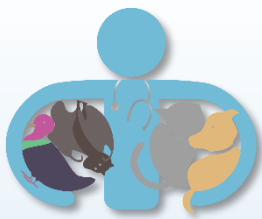
| 開放時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土日祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|-----|
| 13:30~16:30 | ● | 休 | ● | 休 | ● | 休 |
| 8:30~11:30 | ● | 休 | ● | 休 | ● | 休 |

ペット向け診療

小笠原世界遺産センター 動物対処室

運営 おがさわら人とペットと野生動物が
共存する島づくり協議会
(略称：小笠原動物協議会)





人とペットと野生動物が共存する 小笠原を目指して

小笠原諸島は、海洋島にて進化と分化を遂げた生きものたちが織りなす独自の生態系が、生物の進化を示す典型的な見本として世界的な価値を持つと評価され、平成 23 年 6 月に世界自然遺産に登録されました。

そのような稀有な生態系と小笠原にしか生息しない希少野生動物の保全を図る上で、負傷した野生動物を適時保護することの出来る体制づくりが望まれていました。

一方で、関係機関・団体との協力のもと、条例運用や捕獲等により、ネコ対策を集落・山域で進めた結果、在来の鳥類の生息数の回復などの成果がみられています。ただし、ネコを含めたペット由来の外来種が新たに生まれないような取組を継続して進めることも必要です。

そこで、関係機関・団体により「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」（略称：小笠原動物協議会）を組織し、小笠原世界遺産センター内に整備された動物医療機能を有する「動物対処室」に獣医師を配置し、平成 29 年度から運営を始めました。

野生動物の保護

外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物について、以下のことを行います。

① 負傷個体の治療

外来種による被害や人為的影響等を受けて保護された負傷個体について、必要に応じて治療を施す。
※主に希少種（特に個体レベルでの保護が必要な種）を対象とし、その他の種については状況に応じて実施

② リハビリの補助

島内でのリハビリが可能な希少動物について、関係団体の施設等におけるリハビリを補助



ペットの適正飼養

ペット由来の外来種を生み出さないために、以下のことを行います。

① ペットの診療

健康相談、健康診断、ワクチン注射、一次診療（薬の処方含む）

② 開業獣医師と連携した母島診療

ペット全体の飼養状況の把握と適正飼養指導を実施

④ 普及啓発事業

有識者の講演会、キャンペーン等



役割

飼い主のいないネコ対策

ペット由来の外来種である飼い主のいないネコについて、以下のことを行います。

- ① 捕獲ネコの体調管理・駆虫、病気・負傷への処置
- ② 島内譲渡ネコの感染症等衛生検査、避妊去勢手術
- ③ 譲渡促進のための情報発信

小笠原動物協議会

運営方針の検討・決定の場

【構成機関・団体】

小笠原自然保護官事務所、小笠原諸島森林生態系保全センター、東京都獣医師会、小笠原自然文化研究所、小笠原村

運営体制

獣医師

荒井 和美 先生

- ・平成 21 年 日本大学卒業
獣医師免許取得
- ・内地の動物病院に 8 年間勤務
- ・学生時代から野生動物の救護、普及啓発等に携わる
- ・動物派遣診療で 5 年連続来島
- ・平成 29 年度より対処室に常駐

